平成２６年　第2回

仁 木 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

開　会　　平成２６年4月３０日

閉　会　　平成２６年4月３０日

仁　木　町　議　会

平成26年第２回仁木町議会臨時会議事日程

◆日　　時　　平成２６年４月３０日（水曜日）午前１０時３０分　開会
◆場　　所　　仁木町役場　３階議場

◆議事日程

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	議会運営委員会委員長報告	
日程第３	会期の決定	
日程第４	諸般の報告	
日程第５	行政報告	
日程第６	承認第１号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）
日程第７	承認第２号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）
日程第８	承認第３号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）
日程第９	承認第４号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）
日程第10	議案第１号	平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）
日程第11	議案第２号	平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第12	議案第３号	平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第13	議案第４号	平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第14	議案第５号	平成26年度大江団地改修工事（建築工事）請負契約の締結について
日程第15	議案第６号	平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について
日程第16	議案第７号	平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約締結について

平成26年第２回仁木町議会臨時会会議録

開　会　　平成２６年4月３０日　　午前１０時３０分
閉　会　　平成２６年4月３０日　　午後　3時１６分

議　　長　　山　下　敏　二　　副　議　長　　横　関　一　雄

出席議員（９名）

１番	野　崎　明　廣	２番	住　吉　英　子	３番	嶋　田　　茂
４番	宮　本　幹　夫	５番	大　野　雅　義	６番	林　　正　一
７番	上　村　智恵子	８番	横　関　一　雄	９番	山　下　敏　二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町　　長	佐　藤　聖一郎	教育委員会委員長	髙　木　憭　一
副　町　長	美　濃　英　則	教　育　長	角　谷　義　幸
総　務　課　長	林　　典　克	教　育　次　長	嶋　井　康　夫
財　政　課　長	岩　井　秋　男	農業委員会委員長	天　野　信　文
会　計　管　理　者	鹿　内　力　三	農業委員会事務局長	（泉　谷　　享）
企　画　課　長	鈴　木　昌　裕	選挙管理委員会書記長	（林　　典　克）
住　民　課　長	門　脇　吉　春	監　査　委　員	中　西　　勇
ほ　け　ん　課　長	川　北　　享		
農　政　課　長	泉　谷　　享		
建　設　課　長	岩　佐　弘　樹		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	浜　野　　崇
議事係主任	松　岡　亜　希

開　会　　午前１０時３０分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、９名です。定足数に達していますので、只今から、平成26年第２回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第１『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、３番・嶋田君及び４番・宮本君を指名します。

日程第２　議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第２『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日４月30日、水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認４件、議案７件の合計11件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第５までは、これまでと同様に進めます。日程第６から第９の専決処分については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10から第13の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14から第15の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16の財産（動産）取得については、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日４月30日、水曜日。会期は、開会が４月30日、閉会が４月30日の１日限りといたします。

最後に、その他事項として当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第３　会期の決定

○議長（山下敏二）日程第３『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日４月30日の１日限りにし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日４月30日の１日限りとすることに決定しました。

日程第４　諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第４『諸般の報告』を行います。

はじめに、本臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から例月出納検査報告書、平成26年度第１回が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。

次に、平成26年第１回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。大雪に見舞われたこの冬も日増しに雪解けが進み、間もなく果樹園の新緑がまばゆい季節を迎えます。これからが農作業の本番となり、果実とやすらぎの里にもようやく活気がみなぎってきたと実感するところであります。４月に入り、７日には小学校、８日には中学校の入学式が行われ、元気いっぱいの新１年生にお祝いの言葉を申し述べてまいりました。私の代理として、銀山小学校、銀山中学校の入学式に出席いただきました横関副議長、議員各位にこの場をお借りして御礼申し上げます。

４月11日、15日には、北海道横断自動車道倶知安余市道路（共和～余市間）新規事業化に関わるお礼・挨拶まわりに、佐藤町長とともに参加してまいりました。北海道横断自動車道の開通は、仁木町にとっても永年の夢であり、この新規事業化によって多くの観光客が仁木町を訪れ、農産物の流通が活性化し、仁木町経済が大きく発展することを期待しております。

また、老人クラブ連合会、観光協会等の総会・総代会が開催され、仁木町議会を代表して日頃の議会運営に対するご協力への感謝と、関係団体の益々のご隆盛・ご発展を祈念する旨申し述べてまいりました。

なお、私の活動報告については、議会事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

本日の臨時会は、新年度を迎えて初めての議会であります。議員各位の活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告を終わります。

日程第５　行政報告

○議長（山下敏二）日程第５『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成26年第２回仁木町議会臨時会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成26年第２回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にも関わらずご参集を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員、天野農業委員会会長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。真にのどかな春の良い季節となりましたが、皆様には益々ご発展のほどお慶び申し上げます。

まず冒頭、美濃副町長の件について、お話させていただきます。今月12日にお孫さんと一緒にスキーへ行って帰宅した際に体の不調を訴え、その日のうちに家族とともに、小樽市立の循環器こころの医療センターへ行かれました。診察の結果、脳幹梗塞と診断され即入院という形をとり、早期発見ということもございまして症状としては軽度で済み、後遺症もなく10日間程度の入院治療を済ませた後、21日に無事に退院をされ、今は自宅で療養中でございます。ゴールデンウィーク明けには復帰できるとの報告を受けておりますので、議員の皆様にはご心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

さて、新年度に入りましてから入学式、各団体の総会等、多くの町民の皆さんとお会いする機会がございました。そして先日、後志管内商工会青年部連合会の通常総会が本町近郊で開催され、私も参加してまいりました。若くして志のある者が一堂に会し、今各地域に点在する閉塞感を打破しようと地域同士が互いに連携を深め、活動している姿を目の当たりにし、一筋の希望の光を見ることができました。国内では次第に少子高齢化問題が表面化され、先行きが不透明だと言われているこの時代に、今だからこそ地域として何ができるのか、何をすべきなのかが試されているときであります。以前にも申し上げましたが、地域の若人が立ち上がり、自らの町は自らの手で築くという意識を持ち、一歩踏み出せる環境を今後行政として共に作り上げなければならないと強く感じているところでございます。実業家・本田宗一郎氏が社会の若者に対し述べた言葉、「チャレンジして失敗を恐れるよりも何もしないことを恐れろ」という言葉を肝に銘じ、今後地域の若者たちが積極的に地域活動に参画する機会を作ってまいります。

さて、本題に戻りますが、本臨時会には上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認４件、議案７件、計11件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成26年第２回仁木町議会臨時会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告を行います。はじめに、北海道横断自動車道（共和～余市間）新規事業化に係る中央活動について申し上げます。北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会（会長・中松小樽市長）による倶知安余市道路の（共和～余市間）新規事業化に係る中央へのお礼のための挨拶活動が４月15日に実施され、後志管内各市町村の市町村長及び議会議長とともに私も参加してまいりました。北海道横断自動車道（黒松内～余市間）につきましては、平成22年度から計画段階評価が実施され、倶知安～余市間が別線での整備を検討する区間として位置付けられておりましたが、平成26年度予算の道路事業（直轄事業）で一般国道５号北海道横断自動車道倶知安余市道路（共和～余市間）が、国土交通省が策定する実施計画において、正式決定されたものであります。同期成会が兼ねてから要望活動に力を入れてきた倶知安余市道路（共和～余市間）の事業化が正式に決定したことを受けて、お世話になった国会議員、省庁の関係者にお礼のためのご挨拶をしたものであり、４月２日に沿線６市町で国土交通省の道路局及び北海道局へ挨拶活動を実施したのに続き、４月に入り２回目の実施でありました。当日は、午前中に太田国土交通大臣及び麻生財務大臣に面会したほか、国土交通省及び財務省への挨拶活動いたしました。午後からは、北海道選出の国会議員への挨拶活動として参加者が４つの班に分かれ、私は山下議長とともに班長である中松小樽市長の下、衆議院第二議員会館をまわりました。今後におきましても、同期成会で取り組むこととなる残りの区間の要望活動を引き続き進めてまいります。

次に、桜桃結実促進事業について申し上げます。近年、頻発している桜桃の結実不良につきましては、交配に用いられているマメコバチの不足がその要因の一つとなっていることから、昨年６月12日開催の仁木町議会全員協議会におきましてご協議いただいた桜桃結実促進事業の一環として、新おたる農業協同組合及び後志農業改良普及センター北後志支所と連携し、菜種圃場を利用したマメコバチの増殖方法の実証試験に取り組んでまいりました。国内最大の菜種産地である滝川市の協力の下、昨年６月４日から10月30日までの５か月間で、同市江部乙地区の菜種開花圃場に設置したマメコバチの繭642gが1099gに増殖いたし

ました。町内のリンゴ園地に設置した繭との比較では増殖率が1.7倍であったほか、天敵害虫の規制も少なく、更にはエサとなる花粉が豊富なことから、充実した良質な繭を安定的に生産できることを確認しましたのでご報告いたします。この結果を踏まえ、本年度からは町内の菜種圃場を利用し、引き続き関係機関及び団体と連携の下、実用化に向けた実証に取り組んでまいります。

次に、融雪促進特別対策事業について申し上げます。今冬の積雪が昨年に引き続き記録的なものだったことから、融雪の遅れによる農作物の被害を最小限にとどめるため、融雪剤の購入に対する補助を行うこととし、新おたる農業協同組合を事業主体として、町内全農家を対象に助成する融雪促進特別対策事業の取りまとめを行ったところであります。この事業を実施した農家数は、仁木・大江地区が113戸、銀山地区が46戸の159戸でありました。融雪剤の散布面積は全体で約289㌶、散布量は20kg換算で約1万1073袋を散布しております。この事業に要する経費は788万1000円でありますが、補助率は融雪剤の購入費に対して町が３分の１、新おたる農業協同組合が６分の１で合わせて２分の１とし、10㌃当たり４袋80kgを限度に１袋当たりの補助単価を上限250円としておりますので、町の助成額は239万1000円となったところであります。つきましては、本臨時会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成25年度除排雪業務について申し上げます。昨シーズンの降雪量及び積雪量（北後志消防組合仁木支署調べ）につきましては、３月末現在、累積降雪量が７ｍ88㎝で、過去５年間の平均を119㎝上回りました。最大積雪量につきましては、３月10日時点で１ｍ66㎝に達し、過去５年間の平均を36㎝上回りました。このようなことから、除雪作業に要した時間は、除雪車両22台（貸与車５台、業者の所有車17台）の合計で、実働時間が4671時間となり、過去10年間の実働時間の平均時間で算出した設計時間3332時間に対して140％、1339時間の増となりました。除雪業務委託料の設計変更につきましては、でき形が設計値の120％を超えた場合、120％を超えた部分に対して増額の設計変更を行うこととし、70％以上90％未満の場合は、90％を下回った部分に対して減額の設計変更を行うこととしております。また、90％以上120％以下の場合は、設計変更を行わないこととしており、委託料の70％を最低保証としております。各車両の実働時間を基に金額を算出した結果、設計値に対してでき形が131.0％となったため、120％を超える11.0％の部分に対しての設計変更を行い、579万8000円が増額となったところであります。今回の専決補正予算額219万9000円につきましては、設計変更額579万8000円から現計予算残額359万9000円を差し引いた額となっております。排雪作業につきましては、通学路や堆雪により道路幅員が狭小となり、車両や歩行者の通行上危険を生じる路線について実施しており、計34路線を実施いたしました。排雪経費につきましては、賃金と重機借上料にて支出しており、内訳といたしましては、除雪作業賃金34万9928円、重機借上料958万2940円となっております。なお、除雪業務委託料の設計変更に関わります専決補正予算を今臨時会に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

行政報告は以上でありますが、別途お手元には入札結果一覧表（議案第５号・第６号・第７号関連）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、開会のご挨拶と行政報告とさせていただきます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

はじめに、平成26年度における各小・中学校の入学式に対しまして、公私ともにお忙しい中、山下議長、横関副議長をはじめ、議員各位のご臨席を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

では、平成26年第２回仁木町議会臨時会教育行政報告を申し上げます。はじめに、学童用ヘルメット及び防犯ブザーの寄贈について申し上げます。この度、社会貢献事業の一環として、仁木建設協会（仁木　洋会長）より、町内小学校の新１年生及び転入生に対して学童用ヘルメット23個（仁木小22個、銀山小１個）、仁木町防犯協会（中村廣治会長）より、町内小学校の新１年生に対して、防犯ブザー22個（仁木小20個、銀山小２個）を、それぞれ寄贈していただきました。仁木建設協会からの学童用ヘルメットの寄贈は、平成24年度から始められたものであり、今年度は新たに転入生に対してもご配慮をいただきました。来年度以降も新１年生と転入生に対してヘルメットを寄贈していただけるとのお話を伺っております。また、仁木町防犯協会からの防犯ブザーにつきましては防犯活動の一環として、昨年度に引き続いての寄贈であります。心温まる善意に保護者をはじめ、学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、平成26年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学校６年生と中学３年生を対象とした文部科学省による全国学力・学習状況調査が、４月22日火曜日に実施されました。本町においては、小学校で２校24名（仁木14名、銀山10名）、中学校で２校25名（仁木19名、銀山６名）が欠席なく全員参加しております。今回の調査は、国語と算数・数学の基礎的知識と知識の活用力を問う問題、更には、学習意欲や環境など生活習慣を尋ねるアンケートも同時に実施されました。今後、調査結果が文部科学省から公表され次第、その結果を参考にいたしまして、教育指導方法等の工夫改善に活用してまいります。なお、文部科学省は今回から各教育委員会の判断で、市町村別・学校別の平均正答率の公表を認めるとしておりますが、本町では参加児童数、参加児童生徒数が少ないことから、個人の結果が特定されるおそれがあり、また、公表によって序列化や過度な競争が生じる可能性があるため、平成26年４月25日開催の第４回仁木町教育委員会定例会において、本調査結果については公表しないことを決定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で、教育行政を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第６　承認第１号　専決処分事項の承認について
平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）

○議長（山下敏二）日程第６、承認第１号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第１号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成26年４月30日提出。仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成26年３月31日、仁木町長佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）。平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2153万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6443万8000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第２条、繰越明許費の変更は、第２表　繰越明許費補正による。地方債の補正、第３条、地方債の変更は第３表　地方債補正による。平成26年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第１号、平成25年度一般会計補正予算（専決第３号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、平成26年３月31日付けで専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．町税から３ページの21款．町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額合計2153万3000円を追加し、補正後の歳入合計額を32億6443万8000円とするものでございます。

次に４ページ、歳出でございます。２款．総務費から５ページの14款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額合計2153万3000円を追加し、補正後の歳出合計額を32億6443万8000円とするものでございます。

次に６ページ、第２表　繰越明許費補正、１．変更でございます。橋りょう補修事業につきましては、115万2000円を減額し、補正後の繰越明許額を2559万6000円とするものでございます。

次に７ページ、第３表　地方債補正、１．変更でございます。社会福祉協議会補助事業につきましては、250万円を減額し借入限度額を730万円に、観光協会活動推進事業につきましても、20万円を減額し借入限度額を720万円に、それぞれ変更するものでございます。

次に、９ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から21款．町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に10ページ、歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金1629万1000円の減、地方債270万円の減、その他の財源370万5000円の増、一般財源3681万9000円の増となってございます。

続きまして、11ページをお開き願います。歳入でございます。１款．町税、１項．町民税、１目．個人につきましては、額の確定及び収入見込みにより128万6000円を追加、２目．法人につきましては、収入見込みにより92万8000円を追加するものでございます。２項．１目．固定資産税につきましては、額の確定による21万3000円の減額でございます。３項．１目．軽自動車税につきましては、額の確定により３万3000円を追加するものでございます。４項．１目．市町村たばこ税につきましては、収入見込みの増により72万5000円を追加するものでございます。

次に、12ページでございます。２款．地方譲与税、１項．１目．地方揮発油譲与税につきましては、額の確定による39万9000円の減額でございます。１項．１目．自動車重量譲与税につきましても、額の確定による222万6000円の減額でございます。地方道路譲与税につきましては、収入がなかったことから1000円を減額し、廃項としております。

次に13ページ、３款．１項．１目．利子割交付金につきましては、額の確定による５万2000円の減額で

ございます。

次に、14ページでございます。４款．１項．１目．配当割交付金につきましても、額の確定により34万2000円を追加するものでございます。

次に15ページ、５款．１項．１目．株式等譲渡所得割交付金につきましても、額の確定により69万5000円を追加するものでございます。

次に、16ページでございます。６款．１項．１目．地方消費税交付金につきましても、額の確定により128万6000円を追加するものでございます。

次に17ページ、７款．１項．１目．ゴルフ場利用税交付金につきましても、額の確定により19万1000円を追加するものでございます。

次に、18ページでございます。８款．１項．１目．自動車取得税交付金につきましても、額の確定により375万3000円を追加するものでございます。

次に19ページ、10款．１項．１目．地方交付税につきましては、普通交付税135万9000円、特別交付税2752万9000円の合計2888万8000円を追加するものでございます。普通交付税につきましては、平成25年度の国の補正予算に伴う調整額の追加交付分でございます。特別交付税につきましては、大雪により除排雪費用の増額が反映された結果と考えてございます。

次に、20ページでございます。11款．１項．１目．交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定により11万2000円を追加するものでございます。

次に21ページ、12款．分担金及び負担金、１項．負担金、１目．民生費負担金につきましては、収入実績により24万4000円、２目．衛生費負担金につきましては、額の確定により２万3000円、３目．農林水産業費負担金につきましては、収入実績により73万6000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、22ページでございます。13款．使用料及び手数料、１項．使用料、１目．総務使用料につきましては、額の確定による9000円の減額、２目．民生使用料につきましては、それぞれの保育所の入所児童の増減により173万4000円の追加、３目．衛生使用料につきましては、額の確定により69万1000円の追加、４目．土木使用料につきましては、１節から５節までそれぞれの収入見込み及び額の確定による105万4000円の減額、続きまして23ページございますが、５目．教育使用料につきましては、額の確定による６万6000円の減額でございます。２項．手数料、１目．総務手数料につきましては、額の確定による37万8000円を追加し、24ページでございます。２目．衛生手数料につきましても、収入見込み及び額の確定により81万2000円の追加、３目．農業手数料につきましても額の確定により2000円を追加するものでございます。

次に25ページ、14款．国庫支出金、１項．国庫負担金、１目．民生費国庫負担金につきましては、それぞれの確定による73万2000円の減額でございます。２項．国庫補助金、１目．民生費国庫補助金につきましては、それぞれ額の確定による146万6000円の減額、２目．土木費国庫補助金につきましては、347万8000円を減額するものであり、内訳といたしましては、社会資本整備総合交付金の橋梁長寿命化修繕及び道路取得転記に係る交付金が224万円の減額、地域住宅交付金の公的賃貸住宅家賃低廉化事業に係る交付金が123万8000円の減額でございます。３目．教育費国庫負担金につきましても、額の確定による９万7000円の減額でございます。

26ページでございます。５目．衛生費国庫補助金につきましては、感染症予防事業等補助金の検診対象者が補助の該当になったため、目を新設し、21万5000円を追加するものでございます。３項．委託金、１目．総務費委託金につきましては、額の確定により２万3000円の追加、２目．民生費委託金につきましても、額の確定により14万2000円を追加するものでございます。

次に27ページ、15款．道支出金、１項．道負担金、１目．民生費負担金につきましては、１節から６節

まで額の確定による276万6000円の減額でございます。２項．道補助金、１目．総務費補助金につきましては、地域づくり総合交付金のぬくもり灯油助成事業が補助対象になったため50万円の増額、自主防災組織設立等支援事業につきましては、実施事業が補助対象額に達しなかったため60万円の減額、破砕設備設置事業につきましては、事業確定による30万円の減額、合計40万円を減額するものであります。２目．民生費補助金につきましては、１節から28ページの５節まで、それぞれ額の確定又は収入見込みの増減をするものでありますが、５節．児童福祉費補助金の延長保育促進事業補助金につきましては、補助要件を満たさなかったため228万5000円の減額、合計543万1000円の減額でございます。３目．衛生費補助金につきましては、額の確定による６万3000円の減額、４目．農林水産業費補助金につきましても、青年就農交付金の対象者が８名から７名に１名減ったことなどにより153万6000円の減額でございます。

次に29ページ、５目．労働費補助金につきましては、緊急雇用創出事業補助金で臨時職員の雇用月数の減により76万1000円の減額でございます。３項．道委託金、１目．総務費委託金につきましては、１節から４節まで、額の確定によりそれぞれ増減し６万2000円の追加、２目．農林水産業費委託金につきましては、額の確定による3000円の減額でございます。

次に、30ページでございます。16款．財産収入、１項．財産運用収入、１目．財産貸付収入につきましては、収入見込みにより３万6000円を追加するものでございます。財産売払収入につきましては不動産と物品、共に実績がなかったため、それぞれ5000円を減額し廃項とするものでございます。

次に、31ページでございます。17款．１項．寄附金、１目．一般寄附金につきましては、３件23万円の寄附がございました。このうち１件20万円につきましては、銀山小中学校の図書購入に係る寄附であり、他の２件につきましても、地域振興目的でありますので、歳出でふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

続きまして32ページ、18款．繰入金、１項．基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、繰入がなかったため1000円を減額し廃目としてございます。

続きまして、33ページでございます。20款．諸収入、１項．延滞金、加算金及び過料、１目．延滞金につきましては7000円の追加、加算金と過料につきましては収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃目としてございます。町預金利子につきましても、一時運用の意思がなかったため1000円を減額し廃項としております。３項．１目．貸付金元利収入につきましては、奨学金返還金の額の確定により、４万8000円を追加しております。４項．受託事業収入、２目．後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、収入見込みによる３万円の減額でございます。５項．雑入、34ページでございます、延滞処分費弁償金につきましては収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃目としております。３目．違約金及び延納利息につきましては、額の確定に伴い1000円の減額、４目．雑入につきましては、重度心身障害者高額医療費の収入見込みによる211万1000円をはじめとして、それぞれ収入見込み又は額の確定により228万9000円を追加するものでございます。

次に、36ページでございます。５目．宝くじ交付金収入につきましては、交付金額の確定により６万1000円を追加、37ページでございます、６目．介護保険収入につきましては、介護予防サービス計画の策定件数の増に伴い12万9000円の追加、７目．過年度収入につきましては、それぞれ額の確定に伴い93万8000円を追加するものでございます。

続きまして、38ページでございます。21款．１項．町債につきましては、先程７ページの第３表　地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、39ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、39ページの１節から41ページ19節まですべて執行残で323万6000

円の減額、２目．交通安全推進費につきましても執行残31万5000円の減額、42ページでございます、３目．文書広報費につきましても執行残83万9000円の減額、４目．財産収入につきましても７節から43ページの16節まですべて執行残で276万1000円の減額、５目．企画費につきましても８節から44ページの18節まですべて執行残で２万8000円を減額するものでございます。９目．ふるさとづくり事業費につきましては、寄附金23万円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。次に、２項．徴税費、１目．税務総務費につきましては、11節から23節まですべて執行残で57万9000円の減額、２目．賦課徴収費につきましても、46ページまですべて執行残で17万1000円の減額でございます。46ページ、３項．１目．戸籍住民登録費につきましても、11節から19節まですべて執行残で146万7000円の減額でございます。４項．選挙費、２目．参議院議員選挙費につきましては、補助金額の確定に伴う財源内訳の変更であります。

続きまして、48ページでございます。３款．民生費、１項．社会福祉費、１目．社会福祉総務費につきましては、８節から49ページの19節まですべて執行残で109万3000円の減額、２目．老人福祉費につきましても、８節から53ページ27節まですべて執行残で525万8000円の減額、３目．老人福祉費につきましても執行残14万7000円の減額、４目．心身障害者特別対策費につきましても11節から54ページの20節まですべて執行残及び支出見込みで、874万5000円の減額でございます。５目．国民年金事務費につきましては、国民年金事務委託金の額の確定に伴う財源内訳の変更でございます。６目．後期高齢者医療費につきましては、執行残及び後期高齢者医療特別会計の繰出金の減額、合わせて51万1000円の減額でございます。

次に55ページ、２項．児童福祉費、１目．児童福祉総務費につきましては、８節．報償費、子育て支援推進事業報償が対象児童の増に伴う７万6000円の追加、57ページの13節．委託料、放課後児童クラブ事業委託料が契約内容変更に伴い62万4000円の減額となっておりますが、それ以外はすべて執行残で127万9000円の減額でございます。57ページの２目．乳幼児等医療費につきましては、11節から58ページの20節まですべて執行残で40万5000円の減額、３目．母子福祉費につきましては、11節から59ページの20節まですべて執行残で54万5000円の減額、４目．保育所費につきましては、812万5000円の減額でございます。このうち、19節．負担金補助及び交付金、延長保育促進事業補助金につきましては、北海道の補助要件を満たさなかったため342万9000円を全額減額し、それ以外は執行残でございます。

続きまして61ページ、４款．衛生費、１項．保健衛生費、１目．保健衛生総務費につきましては、189万円の減額でございまして、このうち28節．繰出金、国保特会繰出金につきましては、国保税収入の増及び事務費の減に伴い、136万9000円の減額でございます。２目．老人保健推進費108万円の減額につきましては、62ページでございますが、23節．償還金利子及び返還金につきまして、平成24年度の感染症予防事業等国庫補助金の過払いに対する返還金２万9000円の追加、その他は執行残でございます。３目．予防費252万円の減額につきましては、予防接種回数が予定よりも少なかったため執行残の減額、４目．環境衛生費340万5000円の減額につきましては、支出見込み及び執行残を減額するものでございますが、８節．報償費、ゴミ分別取扱報償につきましては、ゴミ袋の売上増に伴い５万2000円の追加、次に、65ページでございます、19節．負担金補助及び交付金は、北後志衛生施設組合負担金につきまして燃料費の高騰に伴い、111万2000円の追加でございます。５目．上水道費につきましては、簡水特会の歳出の減に伴い1425万1000円を減額するものであります。

続きまして、66ページでございます。６款．農林水産業費、１項．農業費、１目．農業委員会費30万円の減額につきましては、後継者育成対策事業の事業実績がなかったため減額するものであります。２目．農業総務費につきましては、財源内訳の変更でございます。３目．農業振興費390万8000円の減額につきましては、執行残を減額するものでございますが、68ページ、19節．負担金補助及び交付金につきましては、桜桃結実促進事業、地力増進対策事業、青年就農交付金の執行残が主な内容となってございます。

次に、69ページでございます。７目．農用地再編開発事業費につきましては、執行残２万2000円の減額でございます。２項．林業費、１目．林業総務費につきましては、財源内訳が変更でございます。

続きまして70ページ、７款．１項．商工費、２目．商工振興費につきましても、執行残60万4000円の減額でございます。

続きまして71ページ、８款．土木費、１項．土木管理費、１目．土木総務費につきましては、執行残７万4000円の減額でございます。２目．土木機械管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。２項．道路橋りょう費、１目．道路橋りょう総務費につきましては、私有排水路等浚渫作業の事業実績がなかったため43万4000円の減額でございます。２目．道路維持費につきましては、54万5000円の追加、72ページでございます、13節．委託料につきましては、先程の行政報告にもありましたとおり、昨年度に引き続き大雪による町道等除雪委託事業の設計変更分の追加でございまして、当初契約額に対し新委託代金の予算不足額219万9000円を追加するものでございます。その他につきましては、執行残の減額でございます。４目．橋りょう維持費につきましては、町道仁木トマップ線月見橋補修工事による執行残1201万6000円の減額でございます。

73ページ、３項．河川費、１目．河川総務費につきましては、７節から16節まで執行残337万4000円の減額でございます。４項．住宅費、１目．住宅管理費につきましても、１節から13節まで執行残24万円を減額するものでございます。

続きまして、75ページでございます。９款．１項．消防費、２目．水防費につきましては、執行残６万5000円の減額、３目．災害対策費126万7000円の減額につきましては、執行残を減額するものでございますが、18節．備品購入費につきましては、自主防災組織設立等支援事業に係る備品購入を予定しておりましたが、事業実績がありませんでしたので60万円を減額するものでございます。

続きまして、76ページでございます。10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費につきましても、執行残７万3000円の減額でございます。２項．小学校費、１目．学校管理費につきましても、執行残107万7000円の減額、77ページでございます、２目．教育振興費につきましても、執行残16万2000円の減額でございます。３項．中学校費、１目．学校管理費につきましても、執行残217万3000円の減額、79ページになります、２目．教育振興費につきましては、執行残68万8000円の減額でございますが、次のページでございます、80ページでございますが、15節．工事請負費52万5000円の減額につきましては、教育用コンピュータ整備事業に係る校内ＬＡＮ設備工事を予定しておりましたが、既設ＬＡＮの使用が可能であったため未執行としております。

次に、80ページでございます。４項．社会教育費、１目．社会教育総務費につきましても、９節から18節まで、執行残25万7000円の減額でございます。81ページ、５項．保健体育費、２目．体育施設費につきましても執行残９万2000円の減額、３目．学校給食費につきましても、執行残23万5000円の減額でございます。

82ページでございます。４目．スキー場管理費につきましても、執行残34万4000円を減額するものでございます。

続きまして83ページ、12款．１項．公債費、１目．元金につきましては、額の確定による執行残61万6000円の減額、２目．利子につきましては、長期債償還利子399万3000円が執行残、一時借入金利子につきましては借り入れがありませんでしたので、108万4000円を全額減額するものでございます。

続きまして、84ページでございます。13款．諸支出金、１項．基金費、２目．減債基金費につきましては、１億1393万5000円を積み立てるものでございます。

続きまして、85ページでございます。14款．１項．１目．予備費につきましては、執行残142万9000円の

減額でございます。

87ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第１号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第１号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）』は、承認することに決定しました。

日程第７　承認第２号　専決処分事項の承認について
平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）

○議長（山下敏二）日程第７、承認第２号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第２号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成26年３月31日、仁木町町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）。平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億8301万2000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成26年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第２号、平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成26年３月31日付けで専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額合計208万2000円を減額し、補正後の歳入合計額を２億8301万2000円とするものでございます。

次に、２ページでございます。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計208万2000円を減額し、補正後の歳出合計額を２億8301万2000円とするものでございます。

次に３ページ、事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に４ページ、歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源167万7000円の減、一般財源40万5000円の減となってございます。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．１項．国民健康保険税、１目．一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより92万4000円の追加、２目．退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みにより４万1000円の追加でございます。

６ページです、２款．使用料及び手数料、１項．手数料、１目．督促手数料につきましては、収入見込みによる3000円の減額でございます。

次に、７ページでございます。財産収入につきましては、収入がなかったため1000円を減額し廃款とするものでございます。

次に、８ページでございます。４款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては、国保税収入の増及び事務費の減に伴い136万9000円の減額でございます。

９ページでございます。６款．諸収入、延滞金加算金及び過料につきましては、延滞金がなかったため1000円を減額し廃項としております。預金利子につきましても、預金利子がなかったため1000円を減額し廃項としております。３項．１目．雑入につきましては、額の確定に伴い1000円を追加し4905万3000円とするものでございます。４項．受託事業収入、１目．特定健康診査等受託料につきましては、収入見込みによる167万3000円の減額でございます。

続きまして、11ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、２項．徴税費、１目．賦課徴収費につきましては、財源充当の変更でございます。審議会費につきましては、国保税審議会を開催しなかったため廃項としております。

次に、12ページでございます。２款．保健施設費、１項．１目．特定健康診査等事業費につきましては執行残167万3000円の減額でございます。

次に13ページ、公債費につきましては、一時借入金がなかったため10万円を減額し廃款とするものでございます。

次に、14ページでございます。４款．諸支出金、１項．償還金及び還付加算金、１目．一般被保険者保険税還付金につきましては、執行残17万2000円の減額でございます。15ページ、基金積立金につきましては、積み立てを行わなかったため1000円を減額し廃款とするものでございます。

次に、16ページでございます。予備費につきましても10万円を減額し、廃款としております。

17ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第２号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第２号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）』は、承認することに決定しました。

日程第８　承認第３号　専決処分事項の承認について
平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）

○議長（山下敏二）日程第８、承認第３号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第３号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成26年３月31日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）。平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1306万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億9516万2000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成26年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第３号、平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成26年３月31日付けで専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．使用料及び手数料から５款．諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額合計1306万3000円を減額し、補正後の歳入合計額５億9516万2000円とするものでございます。

次に、２ページでございます。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正合計1306万3000円を減額し、補正後の歳出合計額を５億9516万2000円とするものでございます。

次に３ページ、事項別明細書、歳入でございます。１款．使用料及び手数料から６款．町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に４ページ、歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正後の財源内訳でございますが、一般財源1306万3000円の減となってございます。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．使用料及び手数料、１項．１目．使用料につきましては、収入見込みにより79万5000円の追加、２項．１目．手数料につきましても、収入見込みにより39万5000円の追加でございます。

６ページでございます。３款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては、歳出の減により1425万1000円の減額でございます。

次に７ページ、５款．諸収入、１項．延滞加算金及び過料、過料につきましては、収入がなかったため1000円を減額し廃目としております。預金利子につきましても、一時借り入れがなかったため1000円を減額し廃項としております。

続きまして、９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、３節から12節まで執行残61万5000円の減、２目．維持管理費につきましても７節から12ページの18節まで、執行残620万3000円の減額でございます。

次に、13ページでございます。３款．１項．公債費、２目．利子につきましては、長期債償還利子394万5000円が執行残、一時借入金につきましては借入がありませんでしたので、229万円を全額減額するものでございます。

次に、14ページでございます。予備費につきましては、１万円を減額し廃款としております。

15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第３号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第３号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号)』は、承認することに決定しました。

日程第９　承認第４号　専決処分事項の承認について
平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）

○議長（山下敏二）日程第９、承認第４号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第４号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号)。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成26年３月31日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第１号)。平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5981万2000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成26年３月31日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第４号、平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成26年３月31日付けで専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から５款．諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額合計30万5000円を減額し、補正後の歳入合計額を5981万2000円とするものでございます。

次に２ページ、歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計30万5000円を減額し、補正後の歳出合計額を5981万2000円とするものでございます。

次に３ページ、事項別明細書、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から６款．広域連合支

出金まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に４ページ、歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源30万5000円の減となってございます。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．１項．後期高齢者医療保険料、１目．特別徴収保険料につきましては、収入見込みにより32万7000円の追加、２目．普通徴収保険料につきましては、収入見込みにより28万8000円の減額でございます。

次に６ページ、３款．繰入金、１項．一般会計繰入金、１目．事務費繰入金につきましては、歳出の減により31万1000円の減額でございます。

７ページでございます。５款．諸収入、延滞金加算金及び過料につきましては、延滞金、過料ともに収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃項としております。２項．償還金及び還付加算金、１目．保険料還付金につきましては、収入見込みにより２万9000円の減額でございます。預金利子、雑入につきましては収入がありませんでしたので、それぞれ1000円を減額し廃項としております。

続きまして、９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、執行残８万8000円の減額、２項．１目．徴収費につきましても、執行残13万4000円の減額でございます。

10ページでございます。２款．１項．１目．後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料収入の増に伴い３万9000円を追加するものでございます。

11ページ、３款．諸支出金、１項．償還金及び還付加算金、１目．保険料還付金につきましては、執行残２万2000円の減額でございます。

次に、12ページでございます。予備費につきましては、10万円を減額し廃款としております。

13ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第４号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第４号『専決処分事項の承認について・平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休　憩　　午前１１時４９分

再　開　　午後　１時００分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

休憩前に引き続き、議事を進めます。

日程第10　議案第１号　平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）

○議長（山下敏二）日程第10、議案第１号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第１号でございます。

平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）。平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8612万9000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第１号、平成26年度一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款．繰入金及び20款．諸収入をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額合計713万1000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億8612万9000円とするものでございます。

次に２ページ、歳出でございます。１款．議会費から10款．教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額合計713万1000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億8612万9000円とするものでございます。

次に、５ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から21款．町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、６ページをお願いします。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源225万6000円の増、一般財源487万5000円の増となってございます。

続きまして、７ページをお開き願います。歳入でございます。18款．繰入金、１項．基金繰入金、１目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため487万5000円を追加するものでございます。

次に、８ページでございます。20款．諸収入、５項．４目．雑入につきましては、臨時的任用職員２名の採用に伴う社会保険料45万6000円の追加及び銀山地区町内連合会が申請しておりましたコミュニティ助成事業について、財団法人自治総合センターから助成の決定通知がありました。助成金につきましては、一旦町に交付されますことから歳入及び歳出に180万円の予算を追加しているものでございます。

続きまして、９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．１項．１目．議会費7000円の増額につきましては、世帯区分の変更に伴う職員手当２万2000円の追加及び共済費負担金の率の変更に伴う１万5000円の減額でございます。

次に、10ページでございます。２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、２款から12ページの19款まで４月１日付け人事異動に伴う人件費共済費負担金の率の変更、臨時職員２名の採用に伴う社会保険料の追加による増減で233万5000円の減額でございます。

12ページ、５目．企画費180万円の追加につきましては、歳入で説明いたしましたコミュニティ助成事業によるものでございます。２項．徴税費、１目．税務総務費につきましては、人事異動及び共済負担金の率の変更に伴う増減で８万4000円の追加でございます。次に、13ページでございます。３項．１目．戸籍住民登録費につきましては、共済費負担金の率の変更に伴う１万5000円減額でございます。

次に、14ページでございます。３款．民生費、１項．社会福祉費、１目．社会福祉総務費734万円の追加につきましては、人事異動及び共済費負担金の率の変更によるものであります。15ページ、２目．老人福祉費１万9000円、５目．国民年金事務費9000円につきましても、共済費負担金の率の変更に伴いそれぞれ減額するものでございます。６目．後期高齢者医療費につきましては、人事異動に伴い繰出金９万6000円を追加するものでございます。

16ページでございます。４款．衛生費、１項．保健衛生費、１目．保健衛生総務費につきましては、２節から４節までは人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う増額、28節．繰出金につきましても人事異動に伴う繰出金の減額で、合計171万2000円の減額でございます。

次に、17ページでございます。５目．上水道費につきましては、人事異動に伴う繰出金590万7000円の減額でございます。

次に、18ページでございます。６款．農林水産業費、１項．農業費、１目．農業委員会費645万円の追加でございますが、19ページでございます、２目．農業総務費562万6000円に追加につきましても、人事異動及び共済費負担金の率変更に伴う増額でございます。

次に、20ページでございます。３目．農業振興費239万1000円の追加につきましては、行政報告でもありましたとおり今年の大雪に対する融雪剤の補助を行うもので、融雪促進特別対策事業を実施するものであります。６目．農道整備事業費120万円の減額につきましては、人事異動及び共済費負担金の率の変更によるものでございます。

22ページをお開き願います。７款．１項．商工費、１目．商工総務費につきましては、共済費負担金の率の変更に伴い7000円を減額するものでございます。

次に、23ページでございます。８款．土木費、１項．土木管理費、１目．土木総務費につきましては、２節から４節までは人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う減額、24ページ、７節．賃金につきましては、臨時職員１名分の賃金の追加、合計359万円の減額であります。２項．道路橋りょう費、１目．道路橋りょう総務費につきましても、２節から４節まで、人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う23万5000円の減額でございます。

次に、25ページでございます。４項．住宅費、１目．住宅管理費につきましては、共済費負担金の率の変更に伴う8000円の減額でございます。

次に、26ページでございます。10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費121万3000円の減額につきましても、人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う減額でございます。

次に、27ページでございます。２項．小学校費、１目．学校管理費につきましては、銀山小学校の特別支援教育支援員の配置に係る経費66万3000円の追加を行うものでございます。３項．中学校費、１目．学校管理費につきましては、銀山中学校で予定しておりました特別支援教育支援につきまして、北海道教育委員会の退職教員等外部人材活用事業における非常勤講師としての任用が決定されたことから、109万9000円を減額するものでございます。４項．社会教育費、１目．社会教育総務費につきましても、人事異動及

び共済費負担金の率の変更に伴う43万8000円の減額でございます。

次に、28ページでございます。５項．保健体育費、１目．保健体育総務費5000円の減額、３目．学校給食費9000円の減額につきましては、共済費負担金の率の変更によるものでございます。

31ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）８番・横関です。20ページのですね、融雪促進特別対策事業補助金のですね、先程町長の方のからも掻い摘まんでお話がございましたけれども、ちょっと詳しい配分のですね、資料要求したいと思いますけれども。お願いします。

○議長（山下敏二）只今、本件に関する資料提出の要求がありました。

お諮りします。只今要求のあった資料について、これを町長に求めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、要求のあった資料は、町長に提出を求めることに決定しました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時１１分

再　開　　午後　１時１６分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

町長から日程第10、議案第１号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』、６款．農林水産業費についてに係る資料の提出がありました。

直ちに、提出資料の説明を求めます。

○農政課長（泉谷　享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷　享）只今提出いたしました融雪促進特別対策事業の助成金の支出パターン、この資料について、説明いたします。

本事業におきましては、町の助成分が３分の１以内、ＪＡの助成分が６分の１以内となっております。これは、地力増進対策事業の補助率の考え方に準じて、町の半分を農協が負担するということで６分の１となったものであります。ただし、条件といたしまして、農協は正組合員であること、町は町税、使用料及び分担金等の滞納がないことを付しておりますので、例えば農協正組合員で町税等の納税がない場合は町と農協の補助が出るため、農家の負担は２分の１、50％となります。しかし、組合員以外の農業者で町税等を滞納している場合は町と農協の補助が出ないため、農家の負担は全額100％となります。そういう部分を表している表でございます。更に、10㌃当たり４袋80kgを上限として、町については１袋当たり250円、農協が125円の上限を定めたものであり、トータルで町の補助金総額が239万1000円となったものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）８番・横関です。今この資料をもらってきたんですけれども、ちょっと２、３点ちょっと聞かせていただきたいなと思います。この新おたる農協の正組合員で、補助を役場、農協が出している、これもわかります。そして、そのうち使用料、町税を払っていないという方には町の助成がないっていうのもわかります。ちょっとこれわからないところなんですけれども、これも農協の事情かなというふうに思いますけれども、新おたる農協の準組合員及び非組合員となっておりますけれども、この方たちには、とりあえず非組合員というのはわかりますけれども、この準組合員でなぜ補助金が出ないのかっていうのがひとつですね。それとですね、上限３分の１、６分の１ということで、うちの町としては250円、農協が125円というその上限を設けておりますけれども、これ僕は補助をする側とすればですね、当然、逆じゃないかなと思いますけれども。自分のところの組合員に補助するのが、農家を助けるのが農協でありまして、町も助けるんですけれども、やはり上限125円、250円というのはちょっと助成する側とすればですね、逆じゃないかなと思います。それとですね、先程も言いましたとおりですね、なぜ準組合員が補助対象にならないのか、その辺。それとですね、まずとりあえず、その２点をちょっとお聞かせください。

○農政課長（泉谷　享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷　享）只今、横関議員から質問のありました。まず１点目、なぜ農協の準組合員が補助対象にならないか。それから２点目、上限、町の上限とＪＡの上限が違うべきではないのかというご質問だと思うんですけれども、まず１点目、新おたる農協の準組合員がなぜ補助対象とならないかの部分につきましては、補助団体がＪＡ新おたるですので、確認、まだそこまで確認はしておりませんけれども、正組合員の育成、育成といいますか、助成をメインにするために準組合員・非組合員を補助対象にしていないのではないかと推測されるものであります。また、融雪剤上限２kgの250円と125円、これ本来逆でないのではないかという質問に対しましては、町、先程も説明いたしました補助の考え方として、補助率の考え方といたしまして、町が地力増進対策事業を考え方を準じて、農協が２分の１を負担するということ、町の２分の１ですので、町が設定した上限250円の２分の１で125円に設定しているものではないかとあくまで推測ですけれども考えます。以上です。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）正組合員と準組合員の格差、育成ということもわかるんですけれども、これにつきましてもね、準組合員だからこれから正組合員にならないっていうわけでもないですし、これからやろうと思う方は準組合員から正組合員になるかもしれない、そういう予測はできますよね。その辺やはり町がですね、準組合員でも非組合員でも出しているわけですよ。で、物買うのはＪＡさんからですよね、もうそれも決まっているはずなんですから、やはりその辺の考えをできないんであれば、やはりこれからもうちょっと町の補助金のあり方もですね、考えていかなきゃならないんでないかなというふうに私は思います。それとですね、他のその補助金がこれだからこれもこうだよというわけでは、私はやはりね、いかないんじゃないかなと思います。確かにね、これは町を挙げてその一次産業を盛り上げるのは町長曰く、これからどんどん一次産業をこう伸ばして行くっていうのはわかるんですよね。ですけれども、やはり一次産業であれ、商工業者であれ、皆さん税金を払って税金をいかに払うかということで、一生懸命やってきているわけです。ですからですね、やはりその補助金ですけれども、やはりそういうことを考えていけば、もう少しきちんとした状況の中で補助金っていうのをこれから考えていかないと、何でもかんでも今までのこの例がこれですから、これだけの補助金を出すんだという考えであれば、これからいろんな面でですね、

補助金っていうのはもっと出てくると思うんです。そういうことをきちんと今から考えていかないと、こういうものが前提であるから今こういう補助金を出すんじゃなくて、もっと掘り下げですね、根底から考えていかないとこれからもっと大変なことになると私は思うんですよね。そして、一般町民から見てもですね、やはりそんなに、やはり農業に肩入れするのかと、じゃあ一般の企業はどうなんだというその見方もできるわけですよ。ですから、逆に言えば商工業者から比べると、なぜその農業だけにそういう特典がどんどん出てくるのという形になるんですよ。僕は別にこの補助金をね、出すのがだめだとかっていうんじゃなくて、やはり出すんであれば、皆さんこれ職業としてやっている、商売としてやっているんですから、その辺もう少し考えたその補助金の出し方、その算定の仕方をやっていかなきゃおかしいんじゃないかなと。これで仁木町が250円、農協が125円ということで375円、これ一体肥料いくらするですか。

○農政課長（泉谷　享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷　享）融雪剤にはですね、かなりの種類があるんですけれども、546円から一番高いもので1544円というふうになってございます。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）これで今546円から1544円っていう形で出てきましたけれども、この融雪剤、皆さん同じ物を使うんですか、それとも皆バラバラですか。バラバラで使って高い人は1544円の補助率、例えば成分が違うだとか、そういった諸々のことが出てきますよね。均一ではないんでしょうか、買うものは。

○農政課長（泉谷　享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷　享）主に使われている品種としましては10種類ございまして、その中で各々その農家の方が選んで使っているわけですけれども、成分としましては単純に融雪の効果のみのもの、また、融雪が終わって解けた後に肥料成分等も入っているもの等ありまして、これだけ値段が差がついているものと思います。ですけれども、上限の超えた金額、例えば1544円を一袋使うような方の場合においてもですね、町の上限が250円となりますので、その分は補助がつかないという形になると思います。以上です。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）ということはですね、上限546円の物を買うと375円の補助が出るわけですね、そしたら持ち出しがこれいくらですか。ほとんどこれ補助金で買えるような状況になると思うんですけれども、その辺どういうふうに考えますか、補助金を出している方として。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）これ課長にあんまりしつこく聞くのもなんですけれども、そういったわけでね、やはりその何とかなる、何とかなるといったらおかしいけれども、成分の低いものでこのぐらいで買えるんであればね、やはりそのぐらいの補助金の率に下げるとかを、これからもやはりもうちょっと補助金出す中で、もうちょっといろんな方面からですね、考えた中で出していただければなと今後思います。それとですね、仁木町は縦長に地域が広がっております。それぞれに降雪量が違ってくるわけですよね。それで、今この雪に対するその考え方は平均的な見方で、例えば全町的に降雪量を見てＪＡ体制で出しているわけでございますけれども、極端に言うとですね、銀山・大江と仁木町のその降雪量、結構違ってくると思うんですけれども、そのときの違いでですね、例えば仁木地区がその降雪量に達してないと、逆に大江・銀

山方面が降雪量を達しているというときにはですね、これＪＡから補助金の要請がきたときには、町の補助の体制としてどういう考えを持って補助を出すのか。一律ＪＡならＪＡ全部出すのか、それとも地域的に、その大江地区・銀山地区に出すのか、その点ちょっとわかるんであればお聞かせください。

○農政課長（泉谷　享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷　享）この融雪対策事業につきましては、３月初めの積雪量が１ｍを超えている場合というルールがありますので、そのルールに基づいてそれが地区ごとになるのか対応していきたいと思います。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）最後にひとつ、今課長が言われた今後対応するということで話はわかりましたけれども、では今まではそういう対応をしなかったっていうことで理解してよろしいんですね。では、今後ですね、きちんとやはりルールはルールでやっていっていただければなというふうに思うところであります。以上でございます。

○議長（山下敏二）答弁いりませんか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでの横関議員の質問をお聞きしておりましてですね、確かにおっしゃるとおりこの補助金を、体制っていうのは、正直曖昧な部分もあったかもございません。ただ私はですね、決して商業・企業関係者をですね、ないがしろにしているわけではなく、これまで何度も申し上げましたとおり、この町がですね、やはり体力をつけるにはある程度の割合、高い割合を占めておりますやはり一次産業がですね、体力をつけなければこの町にもですね、なかなか収益が出ないということで、私は何としてでも今ある農家を体力をつけさせるために、何とかこのような補助をつけましてですね、前に進んでいこうという今体制を作ろうとしております。ただ中身に関しましては、その農協関係者、農協とともにですね、もう少し精査しなければならない部分も実際あります。私が今まで何度も申しておりますけれども、やはり第一次産業関係者もですね、やはりもう生産者としてではですね、いつまで経ってもこのように補助だけを頼りにしているとね、成長にも繋ながりません。だから、私が言う経営的な意識を持たなければいけないというのはそこにありましてですね、これをすることに、補助を与える代わりにやはり農業関係者の方々もこれから生き残っていくためには、きちんと経営的な意識を学び、これから前に進んで行くっていうことを私は望んで、このような今形を取らさせていただいておりますので、その辺ご理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）いやもう話しないかなと思っていたんですが、町長からそういう答弁いただいたんで、ちょっとあのひとつだけ言いたいと思うんですけれども、確かに今町長言っていることも重々わかっているんです。それで、やっぱり体力のある農家ない農家、今本当にこう仁木町の一次産業の中で割れております。体力がある農家は本当に補助金もいらないぐらい体力を持っていると思うんです。で、今町長言われましたように、本当に考えているんであることはわかっているんです。では、何をやらなきゃならないかっていうことは、やはり体力のない農家をですね、もうちょっと体力ある農家を投げれっていうわけではないんですよ、体力ある農家はそれぞれ自立してやれるんですよ。ですけれども、見ていますと体力の

ない農家がどんどん今落ち込んでいる状況なんです。ですから、その辺をもうちょっとくみ取ってくれてですね、差をつけるっていうのではないんですよね、体力がある農家ない農家、差をつけるっていったらおかしい、語弊ができるんですけれども、そういうことをくみ取った中でやはり体力のない農家どうしたらいいのか、そういうことをやはり農政、農協あたりが考えてやらないと今のこの一次産業、体力のない農家はどんどん離れていきます。本当に補助金を使うんであれば、やはりそういった中でもう少し体力のない農家に厚い手当をして、本当にやる気があるんであればですよ、あげたらもうちょっとその体力がある農家と体力のない農家が均衡に背伸びができる状態になってくるんではないかなというふうに思いますので、せっかくつける補助金、有効に使っていただきたいなと、斯様に思います。以上です。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これはですね、私が間違っているのか正しいのかわかりませんけれども、物の考え方でですね、地域のことを例えますとですね、やはり金のあるものが例えばこの町から住みづらくなるようなそんな町づくりが果たして良いのか、それとも脆弱な、例えば農家にしてみれば農家を助けるような仕組みが正しいのか、それは私は少しわかりませんけれども、まだ今の段階では、ただ両方きちんと良いバランスによって保たれるような、そんなきれいごとかもしれませんけれども、そんな町づくりを私は目指したいというふうに思っております。確かに裕福な農家の人たちに補助金を与えてですね、それに対していろいろなご意見もあることも私も承知をしております。ただ今、成長段階にある農家をですね、補助する事によって更に経営的に前に進むのであれば、またそれも地域のためにもなりますし、また、あまり経営が安定していない農家の人たちも、きちんと安定できるぐらいまで町としてやらなければいけないし、そのバランスをですね、今後見極めてきちんと対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第１号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第１号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11　議案第２号
平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（山下敏二）日程第11、議案第２号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第２号でございます。

平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億4087万3000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第２号、平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。４款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額合計244万9000円を減額し、補正後の歳入合計額を２億4087万3000円とするものでございます。

次に、２ページでございます。歳出でございます。１款．総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計244万9000円を減額し、補正後の歳出合計額を２億4087万3000円とするものでございます。

次に３ページ、事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に４ページ、歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源244万9000円の減となってございます。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。４款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては、人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う244万9000円の減額でございます。

続きまして、７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う244万9000円の減額でございます。

９ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第２号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第２号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』は、

原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第３号
平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（山下敏二）日程第12、議案第３号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第３号でございます。

平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号)。平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億1092万9000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第３号、平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額合計590万7000円を減額し、補正後の歳入合計額を４億1092万9000円とするものでございます。

次に、２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費及び２款．施設費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計590万7000円を減額し、補正後の歳出合計額を４億1092万9000円とするものでございます。

次に、３ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。１款．使用料及び手数料から６款．町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に４ページ、歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源590万7000円の減となってございます。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。３款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては、人事異動及び共済費負担金の率の変更、臨時職員の任用に伴う増減により590万7000円の減額を行うものでございます。

続きまして、７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費589万7000円の減額につきましては、２節から４節までと19節が人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う減額、９ページの７節．賃金につきましては、臨時職員の任用に伴う賃金148万3000円の追加でございます。

次に、10ページをお開き願います。２款．１項．施設費、１目．施設管理費につきましては、共済費負担金の率の変更に伴う１万円の減額でございます。

11ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第３号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第３号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第４号
平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（山下敏二）日程第13、議案第４号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第４号でございます。

平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6398万5000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第４号、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額合計９万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を6398万5000円とするものでございます。

次に２ページ、歳出でございます。１款．総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額合計９万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を6398万5000円とするものでございます。

次に、３ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。１款．後期高齢者保険料から６款．広域連合支出金まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源９万6000円の追加となってございます。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。４款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては、人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う９万6000円の追加でございます。

続きまして、７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、人事異動及び共済費負担金の率の変更に伴う９万6000円の追加であります。

９ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第４号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第４号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第５号
平成26年度大江団地改修工事（建築工事）請負契約の締結について

○議長（山下敏二）日程第14、議案第５号『平成26年度大江団地改修工事（建築工事）請負契約の締結について』を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第５号でございます。

平成26年度大江団地改修工事（建築工事）請負契約の締結について。平成26年度大江団地改修工事（建築工事）請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第２条の規定により議会の議決を求める。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、１．契約の相手方、阿部・塩島経常建設共同企業体、代表者　小樽市緑１丁目５番１号、阿部建設株式会社　代表取締役　中野　豊。２．契約金額、6717万6000円（うち消費税及び地方消費税分497万6000円）、３．工期、自　平成26年５月７日、至　平成27年１月20日。

なお、詳細につきましては、岩佐建設課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）議案第５号、平成26年度大江団地改修工事（建築工事）の契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は6901万2000円でしたので、今臨時会に上程してございます。主な工事内容につきましては、大江団地４棟16戸の屋根張替改修、便所水洗化改修、浴室ユニットバス化改修、換気システム化改修、内窓樹脂サッシ化改修等でございます。

お手元の入札結果一覧表、１ページをお開き願います。指名業者につきましては、経常建設共同企業体２社と単体業者３社の計５社を指名しておりましたが、入札辞退の旨４月11日付けで伊藤組土建株式会社より、４月21日付けで株式会社中山組より、それぞれ申し出がありましたので、３社により４月23日に入札を執行しております。入札結果につきましては、第１回目の入札におきまして、阿部・塩島経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては6220万円でありまして、この金額は入札書比較価格6390万円に対し、97.3％の額となってございます。なお、消費税を含む契約金額につきましては6717万6000円で、予定工期につきましては平成26年５月７日から平成27年１月20日までとなってございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○１番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○１番（野崎明廣）１番・野崎です。入札結果の状況を見させていただいた中で辞退という、２社が辞退、５社うち２社が辞退という形の中で、これの内容としてどういうような形の中で辞退されているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）一応、辞退届の方には会社の都合によりということで、それ以上のことは当方としてもおさえてはございません。以上でございます。

○１番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○１番（野崎明廣）会社の都合という形の中で、それで町としては良いものなのかどうか。その辺、ランクづけだとかいろいろなことがあろうと思いますけれども、一応町として指名している中において入札を拒否するということに対しては、ある程度のペナルティーがあるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）入札の辞退に関しまして、町の方として今後の指名競争入札の指名業者に係るものとしてのペナルティー等はございません。それと、あの辞退の理由なんですけれども、あくまでも想像ですけれども、昨今のですね、東日本大震災絡みで各建設業者が人手不足、それから技術者不足というよ

うなこともございますので、その辺が影響しているのかなというふうには推察はしてございます。以上でございます。

○１番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○１番（野崎明廣）ぜひとも町としての入札ということなんで、ぜひともこういう形の中では辞退ということはぜひとも避けていただきたいと思いますし、辞退するのであればそれなりのきちんとした理由を提示していただくことが必要なのかなという感じもしております。それにまた人手不足とかっていう形ではなく、また、きちんと内容を調べた中で受理するとか、そういう形の中で進めていただきたいと思いますので、その辺今後の対応としてどのような形をするのか、また、違う業者を選定して５社でやっていくのかどうかっていうことをちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）本町のですね、建設工事競争入札心得というものがございまして、入札の前に各業者にこれは一緒に郵送してございます。その中の第19条に入札の辞退という項目がございます。その中で入札参加者として指名されたものは、入札の執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができますということで、本町としては入札の辞退をあくまでも認めているということで、今後の指名競争入札等に関しても同じようなやり方で今進んでいこうというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと思います。以上です。

○１番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○１番（野崎明廣）ぜひとも、今後の対応として、やはりせめて５社であれば５社という形の中で辞退を避けるような方向性をきちんと今後考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）８番・横関です。今、同僚議員からの質問と課長からの答弁を伺っておりますと、辞退は自由だということでありますけれども、じゃあ選考委員会の中でですね、どういうその経緯をもってこの辞退された２社を選んだのか。はたまた、ここに５社が入っておりますけれども、このランク付けはどうなっているのか、まずそこをちょっとお聞かせください。

○総務課長（林　典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林　典克）仁木町建設工事入札参加者選考委員会の規定がありまして、副町長がですね、委員長を務めているわけなんですけれども、委員長にですね、事故があるときは私が職務を代理するということでありますので、私の方からですね、その指名に関しての内容を説明したいと思います。今回ですね、建築工事にですね、登録されている仁木町への指名願申請業者のうち、Ａランクの２ＪＶとですね、あと18社、単体ですね、18社と20社ですけれども、それとＢランクの４社のですね、計24社をですね、まず選定いたしまして、そのうち受注のですね、実績及び営業実績等をですね、考慮した中で２ＪＶとですね、単体３社の計５社をですね、指名したってことでありまして、その入札辞退するしないはですね、その時点ではちょっと把握できないものですから、業者の方からですね、入札前に会社の都合ってことで辞退届がですね、提出されているってことでありますので、それで５社を指名しまして、それで例えば４社が辞

退するとなれば入札はできません。２社までですね、入札に参加する意思があれば競争する原理がありますので、２社まではですね、北海道もですね、そういう例がありまして、５社中３社が辞退しても２社で入札を執行しているってことで、北海道の例に習いまして、うちの方もですね、対応している次第であります。以上であります。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）この辞退した会社は、Ａランクということで良いですね。

○総務課長（林　典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林　典克）Ａランクであります。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）それでは誠に失礼ですけれども、天下のＡランクがこのぐらいの工事で会社の都合で辞退ということは、非常に情けない会社だと私は思います、率直に言わせていただきますと。伊藤組土建におかれましてもですね、ここの庁舎を建てたという経過があって、ものすごい大きい会社だと思います。やはりそういう大きい会社がＡランクでですね、しかも会社の諸事情、どういう事情があったのかわかりませんけれども、やはりそのぐらいの大きい会社であればですね、最低入札に参加して落ちなくてもですね、参加に来るぐらいの人員がいないんですかね。そういう会社をうちの町は指名業者に入れているんですか。やはりもうちょっとその辺をですね、別にこれ阿部・塩島経常企業体が落としたからとかっていう問題じゃなくて、やっぱりその入札の仕方、ちょっとうちの町もこれならなめられているんじゃないかなっていうふうに思いますよね。工事はできなくても入札に来るぐらいはできるんじゃないですか。やはりそうなると先程も同僚議員から出てきた話が出てきたように、これはやっぱりペナルティーを課すのが私は筋だと思いますけれどね。これ変な話ね、またこんなことあった時に笑って済まします、そうじゃないでしょう。やっぱりうちの町だって役所なんですから、役所は役所らしいやっぱり態度をするべきじゃないかなって思いますけれども、その辺課長、新しくなったばかりで申し訳ないんですけれども、どう思いますか。

○総務課長（林　典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林　典克）昔はですね、20年、30年前はですね、辞退された業者はですね、ペナルティーってことで、次回から指名に入れないということだと思います。それで最近はですね、北海道でも国でも辞退してもですね、ペナルティーは課さないという、そうなっていますので、一応それに習いまして指名に関してですね、運用方針を作ったわけです、指名の心得ですか、それに辞退してもペナルティーは課さないということでありますので、そこら辺ご理解を得たいと思いますのでよろしくお願いします。

○８番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○８番（横関一雄）総務課長の答弁、道がやっているから、昔はそのあったっていうのもわかります。ではこれから必要になってくるのは、何が必要になってくるかといったら、やはりその指名選考委員会のきちんとした皆さんが参加できるかできないかという事前にですね、調査をしてやるのかなというふうに思うんですけれども、その点どうでしょう。また、こういう問題があったとき、ペナルティーができないから良いんだっていうふうになるのか。その辺、総務課長どうですか。

○総務課長（林　典克）議長。
○議長（山下敏二）林総務課長。
○総務課長（林　典克）例えば、仁木町でこの工事がありますよと、それであなたは事前にですね、了解をとって参加できますかと、そういうことはできないと思います。それで副町長も、ちょっと委員長とも話はしなければなりませんけれども、今後指名選考委員会の中でですね、そこら辺をですね、十分検討して業者の選定をしたいと思います。以上であります。
○議長（山下敏二）よろしいですか。他に質疑ありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕
○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。
　これから、討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕
○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。
　これから、議案第５号『平成26年度大江団地改修工事（建築工事）請負契約締結について』を採決します。
　お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。
　したがって、議案第５号『平成26年度大江団地改修工事（建築工事）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第６号
平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について

○議長（山下敏二）日程第15、議案第６号『平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について』を議題とします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。
○町長（佐藤聖一郎）議長。
○議長（山下敏二）佐藤町長。
○町長（佐藤聖一郎）議案第６号でございます。
　平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について。平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第２条の規定により議会の議決を求める。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。
　記といたしまして、１．契約の相手方、堀川管工・関組経常建設共同企業体、代表者　余市郡余市町富沢町４丁目31番地、株式会社堀川管工設備工業　代表取締役　堀川　一。２．契約金額、5724万円（うち消費税及び地方消費税分424万円）。３．工期、自　平成26年５月７日、至　平成27年１月20日。
　なお、詳細につきましては、岩佐建設課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○建設課長（岩佐弘樹）議長。
○議長（山下敏二）岩佐建設課長。
○建設課長（岩佐弘樹）議案第６号、平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）の契約締結につきま

して、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は5745万6000円でしたので、今臨時会に上程してございます。主な工事内容につきましては、大江団地４棟16戸の便所水洗化改修、浴室ユニットバス化改修、換気システム化改修、58人槽の浄化槽設置、外部配水管改修等でございます。

お手元の入札結果一覧表２ページをお開き願います。指名業者につきましては、経常建設共同企業体１社と単体業者４社の計５社を指名し、４月23日に入札を執行しております。入札結果につきましては、第３回目の入札も不調に終わりましたので、最低入札者の堀川管工・関組経常建設共同企業体と随意契約をしてございます。税抜の契約金額につきましては5300万円でありまして、この金額は入札書比較価格5320万円に対し、99.6％の額となってございます。なお、消費税を含む契約金額につきましては5724万円で、予定工期につきましては、平成26年５月７日から平成27年１月20日までとなってございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○３番（嶋田　茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○３番（嶋田　茂）３番・嶋田です。この工事の内容的には空調、トイレ、ユニットバス、合併浄化槽と今課長の方から説明がありました。その中ですね、その合併浄化槽分という部分では、予定価格でどれぐらい見ていたのか、お教えください。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）休憩をお願いします。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

休　憩　　午後　２時１９分

再　開　　午後　２時３０分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

休憩前の嶋田議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）58人槽の浄化槽、槽そのものの直接工事費としては1310万円でございます。以上でございます。

○３番（嶋田　茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○３番（嶋田　茂）そんな中ですね、その5724万というその落札価格という部分でちょっと16戸分で割ってみたんですよね。そうすると357万5000円でしたか、１戸の経費が。そうやって考えてみますと、実際のところ、私の気持ちっていうか頭の中では何でこんなにするんだろうっていう部分はあります、実際のところ。1310万という部分で言ってもこれ16で割るとね、その100万に満たない。後は空調、トイレ、ユニットバスですよね。工事費というのは当然それに乗っかってくるんでしょうけれども、合併浄化槽の町の個人に出す８割補助の部分で計算をしていきますと、家までの入る部分の工事、布設の部分の工事の部分っ

ていっても、この部分16戸分で357万5000円という部分が、入札で落ちてしまってはいるんですが、算出の仕方がちょっとなんかこう特別なのかなと。個人でやるのとその町がやる仕事っていうのは、特別で算出した結果、私の中では高くなるのかなっていう気がするんですけれども、そういうことはないんでしょうか。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）補助事業でもございますし、公共工事の積算基準に基づいた確かな積算の下というふうに理解はしてございます。民間と比べてどうだということになりますと、おそらく通常は公共工事よりも民間の方が安くはできるとは思いますけれども、あくまでも公共工事として適切な積算の下に予定価格を積み上げられたものというふうにご理解願いたいと思います。以上です。

○３番（嶋田　茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○３番（嶋田　茂）今課長の答弁ですと、民間の方が安くなるかもしれないという答弁でした。だけど実際のところ、やっぱりその工事というのも、ちゃんともっと調べてですね、その公共工事だから高いとか民間だから安いとかってそういう考え方でなく、もっとこの工事をやるにあたって、この町が有利になるようなお金の使い方をしていただきたいと思います。今後、どうでしょうか。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）これ、国庫補助事業でございます。その積算基準というものは道単価、国の単価、あとは積算資料とかございますけれども、あくまでもですね、それに基づいて積算しなければ補助対象にならないということもございますので、その基準以外のものを使っての積算ということは今後もないものというふうにご理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第６号『平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第６号『平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第７号
平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約締結について

○議長（山下敏二）日程第16、議案第７号『平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第７号でございます。

平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約締結について。平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第３条の規定により議会の議決を求める。平成26年４月30日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

記といたしまして、１．契約の相手方、虻田郡倶知安町字比羅夫216番地７、北海道川重建機株式会社倶知安支店　支店長　十河徹匡。２．契約金額、2030万4000円（うち消費税及び地方消費税分150万4000円）。３．納入期限、平成26年10月31日。

詳細につきましては、岩佐建設課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）議案第７号、平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

町の条例により動産の買い入れにつきましては、予定価格が1000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本事業の予定価格は2169万7200円でありましたので、今臨時会に上程してございます。この度の購入につきましては、平成７年度に購入した小型のロータリ除雪車の老朽化に伴う更新でございます。小型ロータリ除雪車の仕様につきましては、最大除雪幅1.5m、最大除雪高１m以上の歩道用小型除雪車でございます。

お手元の入札結果一覧表３ページをお開き願います。指名業者につきましては、物品購入の競争入札参加資格審査申請書を受理した業者のうち、取り扱い品目にロータリ除雪車又は特殊車両がある業者を選別し、購入予定機種の取り扱いが可能との回答をいただいた業者、ナラサキ産業株式会社北海道支社及び北海道川重建機株式会社倶知安支店の２社を指名し、４月23日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第１回目の入札におきまして北海道川重建機株式会社倶知安支店が落札しております。落札金額につきましては1880万円でありまして、この金額は入札書比較価格2009万円に対し、93.6％の額となってございます。なお、消費税を含む契約金額につきましては2030万4000円で、納入期限につきましては、平成26年10月31日でございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○６番（林　正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○６番（林　正一）６番・林。只今ご説明ありましたけれども、入札する場合には先程も聞きましたけれども副町長、それに各課長と、それから専門のところの、例えばこれだと建設課ですか、建設課の主幹又は係長入ってすると思うんですけれども、この２社っていうのはたくさんあると思うんですよね。特工ロータリを扱っているとところはね。２社というのとそれとこの指名に入って入札、落札したこの業者は近隣の市町村で新しい除雪機を使ってやっている町村があると思いますけれども、何台ぐらい入ってやって、どの市町村でやっているのか、ちょっとそれ聞きたいと思います。

○総務課長（林　典克）議長。
○議長（山下敏二）林総務課長。
○総務課長（林　典克）あの指名の関係でありますけれども、物品購入のですね、競争入札参加資格の申請がですね、出ている業者でですね、ロータリ車又は特殊車両の記載がある業者をですね、選定いたしまして、購入機種のですね、取り扱いの有無を確認して地元の業者にもですね、確認はしましたけれども、取扱できないということで、それで取り扱う可能がですね、できる業者がここで出されておりますナラサキ産業と北海道川重建機さんですか、その２社ってことで、他の町もですね、確認しましたら、この２社で入札をですね、行っているってことでそれを確認しております。以上であります。
○６番（林　正一）議長。
○議長（山下敏二）林君。
○６番（林　正一）他のって、それ性能とかそういうのは聞いたことあるんですか。例えば、故障とかよくしますけれどもね、そういった時のそういうことはないのかとか。ただ２社、２社しかないんですか、その業者っていうのは。たくさんあるんじゃないですか。
○総務課長（林　典克）議長。
○議長（山下敏二）林総務課長。
○総務課長（林　典克）昨年度購入した大型のですね、ロータリ車は業者はいますけれども、小型ロータリに関してはほとんどがですね、この２社で入札をしているってことであります。以上であります。
○６番（林　正一）議長。
○議長（山下敏二）林君。
○６番（林　正一）ここの会社で作ってそうやっているって、それをしたらどことどこがあるんですか。例えば、その使っているところ今、わかります、その近隣のロータリを使って。
○町長（佐藤聖一郎）議長。
○議長（山下敏二）佐藤町長。
○町長（佐藤聖一郎）休憩をお願いします。
○議長（山下敏二）暫時休憩します。

休　憩　　午後　２時４４分

再　開　　午後　３時１０分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。
　休憩前の林議員の質疑を質疑に対する答弁を求めます。
○建設課長（岩佐弘樹）議長。
○議長（山下敏二）岩佐建設課長。
○建設課長（岩佐弘樹）貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございませんでした。答弁漏れの部分をご説明申し上げます。
　まず、歩道用小型除雪車の製作会社というのは、今排ガス対策４次規制をクリアしている除雪車を製作できるのが、日本除雪機と新潟トランシスの２社ということになってございます。川重建機株式会社の方は日本除雪機の代理店、ナラサキ産業株式会社が新潟トランシスの代理店ということで、この２社以外は排ガス４次規制をクリアしている除雪車が購入できませんので、２社の指名ということにならざるを得なかったというものでございます。それから、近隣町村の納入実績ということでございますが、まず倶知安支店の方は納入実績はございません。北海道川重建機株式会社、会社全体といたしまして、平成22年度に

芦別市と湧別町に１台ずつ、それから平成23年度に千歳市に１台、平成24年度に月形町に１台、平成25年度に湧別町、秩父別町、滝上町の３台、最近の４年間では７台の納入実績があるということでございます。以上でございます。

○６番（林　正一）議長。

○議長（山下敏二）林君。

○６番（林　正一）この会社は、そしたら日本除雪機のものを扱っているということですか、そうですね。

○議長（山下敏二）よろしいですね。他に質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第７号『平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第７号『平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　３時１３分

再　開　　午後　３時１４分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成26年第２回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議の下、ご可決賜り衷心より感謝とお礼を申し上げます。

冒頭の行政報告でも申し上げましたが、長年の悲願でありこれまで何度も要望活動を展開してまいりました、北海道横断自動車道黒松内小樽間建設促進期成会によります要望がようやく実を結び、この度倶知安余市道路であります共和～余市間が平成26年度の直轄道路事業として新規事業化の決定をいただきました。私も山下議長と後志管内の各市町村長、議長とともに、新年度に入りましてから既に二度、北海道横断自動車道に係る事業着手のお礼まわりを行ってまいりました。また、５月に入りましたら、例年行っております後志総合開発期成会によります中央要望もございますが、今後とも１日も早い開通に向け、期成会活動などに更に精力的に取り組む所存でございますので、皆様方のより一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、これからも農家も忙しい時期を迎えますが、本年度も皆様にとりまして身を結ぶ一年になりますことをご祈念申し上げますとともに、議員各位の一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げま

して、本臨時会の閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第６条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成26年第２回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉　会　　午後　３時１６分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第２回仁木町議会臨時会議決結果表

会　期　　平成２６年４月３０日（１日間）
（ 開会 ～ 午前１０時３０分 ／ 閉会 ～ 午後３時１６分 ）

議　案 番　号	議　　件　　名	議決年月日	議決結果
承　認 第１号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第３号）	H26.4.30	承認可決
承　認 第２号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）	H26.4.30	承認可決
承　認 第３号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）	H26.4.30	承認可決
承　認 第４号	専決処分事項の承認について 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）	H26.4.30	承認可決
議　案 第１号	平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第１号)	H26.4.30	原案可決
議　案 第２号	平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第１号)	H26.4.30	原案可決
議　案 第３号	平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)	H26.4.30	原案可決
議　案 第４号	平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)	H26.4.30	原案可決
議　案 第５号	平成26年度大江団地改修工事（建築工事）請負契約の締結について	H26.4.30	原案可決
議　案 第６号	平成26年度大江団地改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について	H26.4.30	原案可決
議　案 第７号	平成26年度小型ロータリ除雪車購入事業の契約締結について	H26.4.30	原案可決